

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公表(見える化要件)

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても加算算定を行っております。

加算要件

1. 現行の介護職員処遇改善加算 I を取得しています。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関して複数の取り組みを行っております。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、独自のホームページへ掲載し情報を公表し、「見える化」を行っております。

	職場環境要件	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職人に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得支援制度を導入し、受講料や研修費等の補助や勤務シフトの考慮等を行うことで、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境 処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	リフト浴導入や電動ベッドの定期的入れ替等を行い、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、健康診断料金の一部助成、全館の敷地内の全面禁止、事業所ごとの休憩室の確保。
その他	非正規職員から正規職員への転換	介護福祉士を取得した職員の正規職員への登用転換を図っている。